(3)　水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量（別表第四の備考４に規定する場合に限る。）について、第二十六条第二項第四号ハ(3)の環境大臣が定める方法により一月に一回（保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回）以上測定し、かつ、記録すること。

ニ　埋立地からの浸出液による埋立地の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。

(1)　除去土壌の埋立処分開始前に事故由来放射性物質について、第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

(2)　除去土壌の埋立処分開始後、事故由来放射性物質について、第二十六条第一項第三号イ(1)の環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ホ　ニの規定による水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ヘ　その他必要な措置

三　次に掲げる事項の記録及び除去土壌を埋め立てた位置を示す図面を作成し、当該埋立地の維持管理の終了までの間、保存すること。

イ　埋め立てられた除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び埋め立てられた除去土壌の量

ロ　埋め立てられた除去土壌ごとの埋立処分を行った年月日

ハ　引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号

ニ　埋立地の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第一号の規定によりその例によることとされる前項第二号の規定による測定、前号ハ及びニの規定による水質検査並びに同号ホの規定による措置を含む。）

3　法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の海洋投入処分の基準は、除去土壌の海洋投入処分を行ってはならないこととする。

第五十八条の四　法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の復興再生利用（事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化（除去土壌について、用途に応じた必要な処理をすることにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。）した除去土壌を適切な管理の下で利用すること（維持管理することを含む。）をいう。以下同じ。）の基準は、次のとおりとする。　（新規）

一　復興再生利用は、次のように行うこと。

イ　第二十六条第一項第一号ロ及び第九号の規定の例によること。

ロ　公共事業又は実施主体及び責任体制が明確であり、かつ、継続的かつ安定的に行われる事業において行うこと。

ハ　除去土壌が飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。